

【重要】行政書士法改正に伴う業務範囲の厳格化および具体的違反事例・罰則について

平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、行政書士法の改正および関連法令の整備に伴い、**行政書士法第19条に基づく業務の範囲およびその運用がより厳格化されました。** これを受け、当会では改めて「行政書士の独占業務」について周知徹底を図るとともに、これまで慣習的に行われてきた業務や、新たな形態の無資格業務について、「**両罰規定**」を含めた法的な注意点をお知らせいたします。

1. 官公署に提出する書類の作成は「行政書士」の独占業務です

行政書士法第19条の規定により、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成や、その代理・相談業務を行うことができるのは、**原則として行政書士（および行政書士法人）のみと定められています。**

行政書士法 第19条（業務の制限）

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2. 【ご注意ください】このようなケースは行政書士法違反となります

以下のような業務は、たとえ「代行サービス」「手続き費用」「書類作成費」等の名目であっても、あるいは「本業の付随サービス」であっても、行政書士資格を持たない者が行えば**違法行為**となる可能性があります。

ケース①：自動車販売店による車庫証明・登録申請

× **違法となる行為** 自動車販売店や中古車販売業者が、販売に伴うサービスの一環または有償で、顧客（購入者）に代わって「自動車保管場所証明申請書（車庫証明）」等の書類を作成（代筆・記入）し、警察署へ提出すること。

解説：販売店が単に書類を運ぶだけの「使者」ではなく、書類の作成（一部の情報の記入を含む）や訂正を行ったり、その対価として費用を受け取ったりすることは非行政書士行為（違法行為）にあたります。

ケース②：不動産仲介業者・ハウスメーカーによる農地転用等許可申請

× **違法となる行為** 農地の売買や宅地造成に伴い、不動産会社や建設業者の担当者が、顧客

(売主・買主)に代わって農地法許可申請書(第3条・4条・5条)等を作成し、農業委員会へ提出すること。

解説: 仲介手数料に含まれる「無料サービス」と称する場合であっても、事業の一環として(業として)顧客の書類を作成することは法律で禁じられています。特に開発行為が絡む複雑な案件での無資格者関与はトラブルの元となります。

ケース③: ビジネスコンサルタントによる許認可申請書類の作成

× **違法となる行為** 経営コンサルティング会社等が、建設業許可や宅建業免許、産業廃棄物処理業許可などの申請書類を作成し、申請者に代わって役所へ提出すること。

ケース④: 人材紹介会社、監理団体・登録支援機関による在留資格申請

× **違法となる行為** 監理団体・登録支援機関、人材派遣会社などが、本人に代わって「在留資格変更許可申請書」等の作成を行うこと。

ケース⑤: 補助金コンサルタントによる申請代行

× **違法となる行為** 補助金申請サポート会社が、成功報酬等を得て、事業計画書(申請書としての性質を持つもの)を作成し、電子申請システムへ代理入力を行うこと。

※上記はあくまで代表的な違反事例です

行政書士が取り扱う「官公署に提出する書類」は1万種類を超えと言われており、上記以外にも、飲食店の営業許可、風俗営業許可、法人設立認証、ドローン飛行許可など多岐にわたります。

上記のリストに含まれていない業務であっても、他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、他の法律で特段の定めがある場合を除き、全て行政書士法違反となります。

「この程度の書類なら大丈夫だろう」「自社の業務に関連するから問題ないだろう」という自己判断は非常に危険です。一般的に、業として書類を作成していれば、どこかで経済的利益が発生しています。少しでも判断に迷われる場合は、必ず行政書士会までお問い合わせください。

3. 「会社も」処罰されます: 両罰規定(法第22条)の適用

上記のような無資格業務を行った場合、実際に作業を行った担当者(個人)が処罰されるだけでなく、その担当者を雇用している法人(会社)に対しても罰金刑が科される「両罰規定」が存在します。

第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

行政書士法 第22条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条の二、第二十二条の四、第二十三条第二項又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

つまり、企業として組織的に無資格業務を行っていた場合、「担当者が勝手にやったこと」という言い逃れは通用せず、**会社自身が行政書士法違反の「前科」を背負うこと**になります。

4. 事業者の皆様へ：コンプライアンス経営のために

「昔からやっているから大丈夫」「みんなやっているから問題ない」という認識は、現在のコンプライアンス基準では通用しません。

無資格業者への依頼は、法的なリスクを伴うだけでなく、以下のような不利益を被る恐れがあります。

- 申請内容の不備による不許可・登録拒否のリスク
- 違法行為への加担とみなされるリスク
- 万が一のトラブルの際に、損害賠償請求等の責任追及が困難

官公署への許認可申請・届出（自動車登録、農地転用、在留資格申請等）は、国家資格者である行政書士へご依頼ください。

5. 自社内で関連業務を行っている事業者の皆様へ（体制見直しをお願い）

事業活動の一環として、お客様の申請手続きをサポートされている事業者様におかれましては、今回の法改正の趣旨をご理解いただき、**現在の業務フローが行政書士法に抵触していないか、今一度ご確認をお願いいたします。**

「サービスのつもりで行っていたこと」が、結果として貴社に法的なリスク（両罰規定の適用など）をもたらすことは、当会としても本意ではありません。

コンプライアンス経営をより確実なものにするためにも、申請業務の内製化は見直し、専門家である行政書士への業務委託（アウトソーシング）や連携をご検討ください。行政書士と協業することで、貴社は本業に専念でき、かつ顧客に対しても安心・安全な手続きを提供することが可能となります。

6. 共に発展するパートナーとして

本案内の趣旨は、決して皆様の現在の業務体制を否定したり、違反行為を糾弾したりすることにごさいません。法令が複雑化する現代において、知らず知らずのうちに貴社が法的なり

スクを負ってしまう事態を未然に防ぐことが最大の目的です。

行政手続きには、常に法改正や複雑な審査基準が伴います。こうした「法的リスクが伴う業務」は専門家である行政書士にお任せいただき、皆様には本来の強みである「それぞれの専門業務（本業）」に経営資源を集中していただきたいと考えております。

「手続きは行政書士、サービス・商品は貴社」という適切な役割分担を行うことは、コンプライアンスを守るだけでなく、貴社の業務効率化と、何よりもお客様へのサービス品質向上につながります。

当会は、各業界で活躍される事業者の皆様と、相互に尊重し合える良きパートナー関係を築いていきたいと願っております。これまでの慣習を見直し、より安心して建設的な協力体制についてご相談がございましたら、ぜひお近くの行政書士または当会までお声がけください。